

共同福利厚生施設利用規約

平成13年2月26日制定

(総則)

第1条 この規約は、本組合が定款第7条に掲げる事業(以下福利厚生施設という)の利用に必要な手続、方法その他の事項について下記条項により定める。

(施設)

第2条 本規約の福利厚生施設は、次のとおりとする。

(1) 野球場

(利用料)

第3条 福利厚生施設の利用料については、別表のとおりとする。

(利用方法等)

第4条 福利厚生施設の利用方法等については、別に共同福利厚生施設利用細則に定める。

(その他)

第5条 この規約に定めのない事項や事業推進上緊急かつ運用が必要な事項は、理事会で決定する。

付 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

別表1 野球場利用料

(単位：円)

区 分	午 前	午 後	1 日
組 合 員	2,000 円	2,000 円	4,000 円
員 外	4,000 円	4,000 円	8,000 円

消費税は別途加算する。

野球場利用細則

平成13年2月26日制定

(総則)

第1条 この細則は、本組合の定める共同福利厚生施設利用規約に基づき、野球場の利用方法等について下記条項により定める。

(利用料の支払方法)

第2条 利用料の支払方法等は次のとおりとする。

- (1) 野球場の時間貸出しは行わない。
- (2) 利用料の支払いは前納とする。
- (3) 組合の都合により利用を取り消した場合は、前納した利用料を返戻する。

(申込方法)

第3条 申込受付は別紙様式を以って組合事務局で行う。

(貸出条件)

第4条 貸出条件は次のとおりとする。

- (1) 組合員を優先する。
- (2) 申込者の都合で利用しない場合は料金を返戻しない。但し、雨天等で利用不可能な場合に限り前納した料金を返戻する。
- (3) 駐車場の鍵は、組合事務局から受取り、利用後の平日に速やかに組合事務局へ返却する。また、紛失や破損させた場合は、その実費分を徴収する。

(禁止事項)

第5条 禁止事項は次のとおりとする。

- (1) 第三者への転貸を禁ずる。
- (2) グランド内への車両等の乗入れを禁ずる。
- (3) 指定以外への駐車を禁ずる。

(利用者の義務)

第6条 利用者の義務は次のとおりとする。

- (1) 野球場利用許可書兼領収書を保持すること。
- (2) 利用後はグラウンド整備及び用具の整理整頓をすること。

(損害賠償)

第7条 利用者の損害賠償は次のとおりとする。

- (1) 野球場利用中に、施設に損害を与えた場合は、利用者において弁償しなければならない。
- (2) 野球場内及び駐車場内において生じた人身事故並びに車両事故等については、自他にかかわらず、組合は一切の賠償の責を負わないものとする。

(3) 天災事変、火災、盗難等で発生した事故については、組合は一切の賠償の責を負わないものとする。

(その他)

第8条 この細則に定めのない事項や事業推進上緊急かつ運用が必要な事項は、理事会で決定する。

付 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。